5.1.4. 交通の状況

1) 主要交通網

計画地及びその周辺における主要な交通網の状況は図5.1.4-1に示すとおりである。

計画地の周辺の道路としては、計画地内を北西~南東方向に県道惣新田幸手線が通っているほか、東側に国道4号バイパスが縦貫している。また、北側に県道下吉羽幸手線が、西側には県道 並塚幸手線が、東側には主要地方道境杉戸線があり、いずれも計画地の西側を通る国道4号に通じている。

また、計画地北側で圏央道が建設中であり、計画地直近にインターチェンジの建設が予定されている。

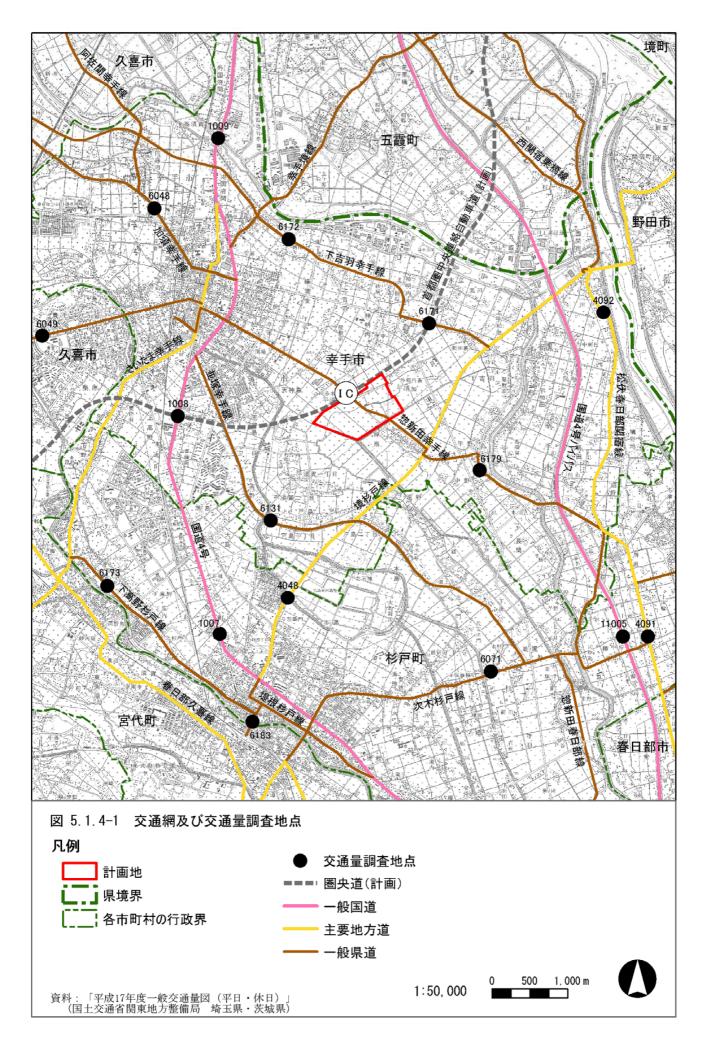
計画地周辺における鉄道網の状況は図 5.1.4-2 に示すとおりである。

計画地の西約 5km に、東武日光線が南北に走っており、計画地の南西側で東武伊勢崎線と連絡している。なお、計画地の最寄り駅は東武日光線の幸手駅、あるいは杉戸高野台駅となっている。

2) 道路交通量

計画地周辺における交通量調査地点は図 5.1.4-1 に、交通量調査結果は表 5.1.4-1 に示すとおりである。

計画地に近い交通量調査地点では、県道下吉羽幸手線(観測地点番号 6171)の平日 12 時間(午前7時~午後7時)の交通量は4,277台、県道惣新田幸手線(観測地点番号 6179)の平日 12 時間(午前7時~午後7時)の交通量は4,327台となっている。



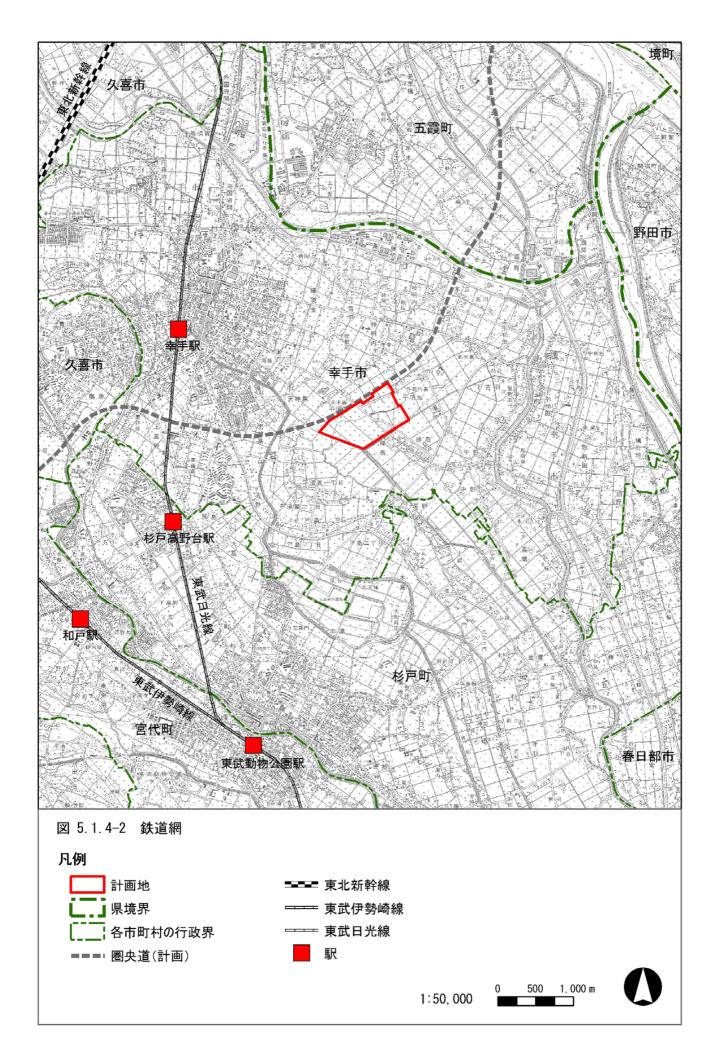


表 5.1.4-1 計画地周辺道路の交通量

		Х 0.1.			326/9J		二輪			自動車類	(台)	
四友 安白 一年 七1 .	観測地点		観測	j	歩行	自転	車類	乗用車	類	貨物	車類	
路線名称	地点名称	番号	時間		者類(人)	車類 (台)	動力 付き (台)	乗用車	バス	小型 貨物車	普通 貨物車	計
			平日	12	35	225	135	11,645	55	2, 370	1, 913	15, 983
国道 4 号	杉戸町大字杉戸	1007	平日	24	53	287	249	16, 559	65	2, 935	3, 091	22, 650
国担4万	2375-1	1007	休日	12	49	446	435	14, 179	27	1, 292	384	15, 882
			休日	24	66	539	627	19, 256	40	1,658	826	21, 780
			平日	12	112	546	165	11,602	43	2, 164	1, 907	15, 716
国道 4 号	幸手市上高野	1008	平日	24	141	655	247	15, 705	55	2, 431	2, 959	21, 150
国起すり	1560	1000	休日	12	178	1, 194	494	15, 196	25	1, 171	397	16, 789
			休日	24	223	1, 336	615	19, 251	39	1, 360	782	21, 432
			平日	12	91	253	124	10,071	83	1, 931	3, 057	15, 142
国道 4 号	幸手市高須賀	1009	平日	24	118	327	185	·	94	2, 343	4, 742	21,010
	245	1000	休日	12	88	338	289	10, 617	45	792	540	
			休日	24	104	394	368	13, 897	57	990	1, 127	16, 071
境杉戸線	杉戸町杉戸 2800-3	4048	平日	12	49	82	60	4, 696	103	1, 113	469	6, 381
松伏春日部 関宿線	杉戸町大字深輪 260	4091	平日	12	2	5	30	3, 653	90	1, 197	3, 031	7, 971
松伏春日部 関宿線	幸手市大字惣新田 3822	4092	平日	12	0	1	9	2, 472	11	860	1, 715	5, 058
加須幸手線	幸手市大字円藤内 241	6048	平日	12	17	74	68	3, 910	26	987	780	5, 703
土工九吉伯	久喜市青葉	6049	平日	12	617	1, 228	210	10,053	129	1,677	473	12, 332
幸手久喜線	3-1-1	6049	休日	12	980	2, 583	350	11, 986	59	739	170	12, 954
次木杉戸線	杉戸町大字並塚 290	6071	平日	12	24	119	82	3, 451	87	1, 010	349	4, 897
並塚幸手線	幸手市大字戸島 1-163	6131	平日	12	19	28	52	5, 537	48	1, 261	935	7, 781
下吉羽幸手線	幸手市木立 256-3	6171	平日	12	3	42	52	2, 926	19	802	530	4, 277
下吉羽幸手線	幸手市権現堂 417	6172	平日	12	29	110	54	5, 152	55	1, 317	4, 295	10, 819
下高野杉戸線	杉戸町大字下高野 504-5	6173	平日	12	30	75	53	3, 708	23	681	631	5, 043
惣新田幸手線	幸手市中野 785	6179	平日	12	5	19	20	2, 319	20	648	1, 340	4, 327
東武動物公園 停車場線	杉戸町杉戸二丁目 15-24	6183	平日	12	2, 364	1, 151	142	5, 912	156	561	141	6, 770
			平日	12	6	11	59	4, 702	26	1, 587	7, 927	14, 242
国道 4 号	北葛飾郡杉戸町椿	11005	平日	24	11	12	85	7, 449	66	2, 104	13, 996	23, 615
バイパス	764	11005	休日	12	5	47	871	12,015	47	912	1, 582	14, 556
			休日	24	9	61	1, 105	17, 796	94	1, 287	4, 715	23, 892

注 1) 観測日【平日】平成 17 年 10 月 18 日 (火)、【休日】平成 17 年 10 月 23 日 (日)

【休日】12時間:午前7時~午後7時、24時間:午前3時~午前3時

注3) 観測地点番号は図5.1.4-1 に対応している。

資料:「平成17年度 道路交通センサス」(埼玉県県土整備部道路政策課)

注 2) 観測時間帯【平日】12 時間:午前7時~午後7時、24 時間:午前7時~午前7時

5.1.5. 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況

計画地及びその周辺における環境保全上の配慮が必要な施設は表 5.1.5-1 に、その分布状況は 図 5.1.5-1 に示すとおりである。計画地の近くには、北側に権現堂川小学校、さくら小学校、幸 手東地域包括支援センター、幸手市福祉事務所、幸手市社会福祉協議会、東側に東中学校、あや め寮、南側に八代小学校、西側に幸手高等学校が分布している。

表 5.1.5-1(1) 環境保全上の配慮が必要な施設(学校・幼稚園)

区分		市町	番号	施設名
			1	権現堂川小学校
			2	吉田小学校
			3	八代小学校
			4	さかえ小学校
		幸手市	5	さくら小学校
		辛士川	6	上高野小学校
			7	幸手小学校
			8	行幸小学校
	小学校		9	長倉小学校
			10	香日向小学校
		h ++	11	青毛小学校
		久喜市	12	青葉小学校
			13	高野台小学校
		*/=m=	14	西小学校
		杉戸町	15	杉戸小学校
			16	杉戸第二小学校
		五霞町	17	五霞東小学校
			18	東中学校
		幸手市	19	幸手中学校
	-t- »		20	西中学校
		4 書士	21	久喜東中学校
	中学校	久喜市	22	太東中学校
学校・幼稚			23	杉戸中学校
子仪・幼稚		杉戸町	24	広島中学校
			25	東中学校
		幸手市	26	幸手高等学校
	高校		27	幸手商業高等学校
		杉戸町	28	昌平学園 昌平高等学校
			29	杉戸高等学校
			30	杉戸農業高等学校
			31	真英舎学院高等学校
		1	32	吉田幼稚園
			33	第二幸手幼稚園
			34	幸手ひまわり幼稚園
		幸手市	35	幸手さくら幼稚園
			36	幸手ひがし幼稚園
			37	幸手白百合幼稚園
			38	あゆみ第二幼稚園
	幼稚園		39	青葉台あけぼの幼稚園
	少17世四	久喜市	40	久喜あおば幼稚園
			41	栗橋幼稚園
	Γ		42	中央幼稚園
			43	中央第二幼稚園
		杉戸町	44	西幼稚園
			45	東幼稚園
			46	杉戸白百合幼稚園
		五霞町	47	五霞幼稚園

注)表中のNo.は図5.1.5-1と対応する。

資料:「学校便覧(平成21年5月1日現在)」(埼玉県教育局教育政策課) 「私立学校名簿(平成21年5月1日現在)」(埼玉県総務部学事課) 「学校関係データ」(平成21年5月1日現在)」(茨城県教育委員会)

表 5.1.5-1(2) 環境保全上の配慮が必要な施設 (病院)

区分	市町	番号	施設名
		1	堀中病院
		2	埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院
	幸手市	3	牛村病院
	辛子川	4	秋谷病院
病院		5	さって福祉病院
		6	医療法人慈光会東武丸山病院
	杉戸町	7	医療法人今井病院
		8	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス東
		0	埼玉総合病院

注) 表中のNo.は図 5.1.5-1 と対応する。

資料:「病院名簿(平成22年4月1日現在)」(埼玉県保健医療部医療整備課)

表 5.1.5-1(3) 環境保全上の配慮が必要な施設(社会福祉施設等)

区分		市町	番号	施設名
	杜川羊井	幸手市	1	しらさぎ苑
	特別養護	辛于川	2	桜楓苑
	七八小一ム	松言町	3	良宝園
	Δ	杉戸町	4	はなみずき
	ケアハウ	幸手市	5	桜楓苑
	ス	杉戸町	6	アルテンハイム杉戸
	老人福祉センター	幸手市	7	幸手市老人福祉センター
	有料老人	幸手市	8	ヒューマンサポート幸手
	ホーム	辛于川	9	ニチイのきらめき幸手
		幸手市	10	しらさぎ苑通所介護センター
		半十川	11	桜楓苑通所介護センター
			12	オリーブデイサービス
		久喜市	13	あおばデイサービス
	老人デイ サービス		14	たいらデイサービス
老人福祉			15	良宝園通所介護事業所
施設			16	すぎとピアデイサービスセンター
лерх			17	デイサービスやすらぎ
	センター		18	杉の里福祉サービス
		杉戸町	19	デイサービス東埼玉
			20	デイサービスセンターもみの木杉戸高野台
			21	訪問介護ステーションなかよし
			22	杉戸ケアセンター そよ風
			23	ハッピー杉戸・デイサービスセンター
		五霞町	24	五霞町社会福祉協議会
	介護老人	幸手市	25	幸手ナーシングホーム
	福祉施設	杉戸町	26	すぎとナーシングケア
		幸手市	27	ソレアード幸手
	認知症対	事 于川	28	あすなろホーム幸手
	応型老人		29	シニアレジデンスつばき
	共同生活	杉戸町	30	グループホームやすらぎ
	援助事業	127	31	グループホーム杉戸
			32	杉戸ケアセンターそよ風

注) 表中のNo.は図 5.1.5-1 と対応する。

資料:「社会福祉施設名簿(平成22年5月1日現在)」(埼玉県福祉部社会福祉課)

「保健医療福祉施設等一覧(平成22年4月1日現在)」(茨城県保健福祉部厚生総務課)

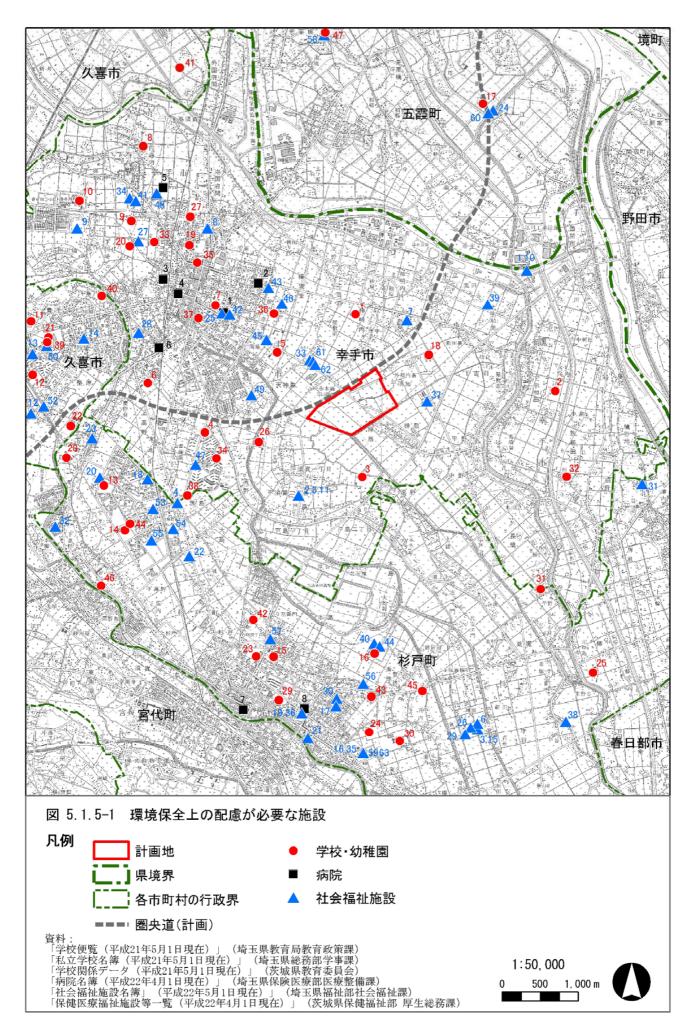
表 5.1.5-1(4) 環境保全上の配慮が必要な施設(社会福祉施設等)

	区分	市町	番号	施設名		
		幸手市	33	幸手東地域包括支援センター		
老人福祉	地域包括支援	辛士川	34	幸手西地域包括支援センター		
施設	センター	杉戸町	35	杉戸町すぎと地域包括支援センター		
		杉戸町	36	杉戸町東埼玉地域包括支援センター		
	障害者	幸手市	37	あやめ寮		
	支援施設	杉戸町	38	庄内		
	知的障害者	幸手市	39	幸手学園		
障害者関	援護施設	杉戸町	40	れんげそう作業所		
係施設			41	さくらの里		
	その他	幸手市	42	なのはなの里		
	てり他		43	デイケア施設 Moko		
		杉戸町	杉戸町 44 デイケアかわせみ			
	児童厚生施設	幸手市	45	幸手市立児童館		
			46	第一保育所		
		幸手市	47	第二保育所		
			48	第三保育所		
			49	てんじん保育園		
			50	エンゼル保育園		
児童福祉		久喜市	51	あおば保育園		
施設	保育所		52	たから保育園		
			53	高野台こどもの家保育園		
			54	双葉保育園		
		杉戸町	55	高野台保育園		
			56	わかば保育園		
			57	内田保育園		
		五霞町	58	五霞保育園		
福祉センター及び		杉戸町	59	彩の国いきいきセンターすぎとピア		
福	祉会館	五霞町	60	五霞ふれあいセンター		
福祉事務 所及び各	福祉事務所 (市)	幸手市	61	幸手市福祉事務所		
種相談所	(福)社会福祉	幸手市	62	幸手市社会福祉協議会		
等	協議会	杉戸町	63	杉戸町社会福祉協議会		

注)表中のNo.は図5.1.5-1と対応する。

資料:「社会福祉施設名簿(平成22年5月1日現在)」(埼玉県福祉部社会福祉課)、

「保健医療福祉施設等一覧(平成22年4月1日現在)」(茨城県保健福祉部厚生総務課)



2) 環境保全についての配慮が必要な住宅

環境保全上の配慮が必要な住宅としては、都市計画法第9条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域である第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域があげられる。

計画地及びその周辺における都市計画法に基づく用途地域の状況は、図 5.1.2-2 に示したとおりである。計画地には用途地域の指定はないが、計画地西側は、耕作地を挟んで第1種低層住居専用地域となっている。

5.1.6. 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道

関係市町における公共下水道の整備状況は、表 5.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する幸手市の下水道普及率は 42.5%で、久喜市は 68.3%、杉戸町は 66.0%、五 霞町は 67.5%となっている。

表 5	1	6-	1 4	公共下水道整備状況
4X J.	Ι.	() =		ハ ス トルロモ畑ルル

市町	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)	
111m1	A	В	B/A	
幸手市	53, 851	22, 881	42. 5	
久喜市	154, 647	105, 683	68. 3	
杉戸町	47, 270	31, 186	66. 0	
五霞町	9, 545	6, 447	67. 5	

注) 平成21年度末現在の状況。

行政人口は、平成22年3月末日現在の住民基本台帳人口。

資料:「公共下水道整備状況一覧表」(埼玉県下水道局下水道管理課) 「汚水処理人口普及状況」(茨城県土木部下水道課)

2) し尿処理

関係市町におけるし尿・浄化槽汚泥処理の状況は、表 5.1.6-2 に示すとおりである。計画地の位置する幸手市では、年間 13,352k1 のし尿を処理している。

表 5.1.6-2 し尿・浄化槽汚泥処理状況(平成 19 年度実績)

	し尿処理量(kl)							<i>₩</i>	自家処
市町	し尿処	し尿 下水道		し尿処	浄化槽汚泥 下水道		合計	資源化 量(t)	理量 (kl)
	理施設	投入	計	理施設	投入	計			
幸手市	1, 473	0	1, 473	11, 879	0	11, 879	13, 352	0	0
久喜市	763	0	763	5, 627	0	5, 627	6, 390	0	0
杉戸町	925	0	925	6, 207	0	6, 207	7, 132	0	0
五霞町	263	0	263	3, 185	0	3, 185	3, 448	37	0

資料:「一般廃棄物処理事業の概況 (平成 19 年度)」(平成 22 年、埼玉県環境部資源循環推進課) 「茨城県の一般廃棄物処理事業年報 (平成 19 年度)」(平成 22 年、茨城県生活環境部廃棄物対策課)

3) ごみ処理

関係市町におけるごみ処理の状況は、表 5.1.6-3 に示すとおりである。 計画地が位置する幸手市では、年間約1万6千t(平成19年度実績)のごみを処理している。

状況		項目	幸手市	久喜市	杉戸町	五霞町
	家庭	搬入量	14, 496	20, 110	11, 096	2, 242
	系ご	自家処理量	0	0	0	0
	み	合計	14, 496	20, 110	11, 096	2, 242
ごみ排出状	事業系	ごみ搬入量	2, 096	4, 106	1,899	1, 246
況	総搬入	量	16, 592	24, 216	12, 995	3, 488
	(自家	(処理量を除く)				
	総排出	量	16, 592	24, 216	12, 995	3, 488
		(処理量を含む)				
	直接焼		10, 972	14, 766	9, 362	3, 086
	直接資	源化量	2, 298	7, 315	14	107
	焼却以	外の中間処理量	3, 322	2, 031	3, 622	290
ごみ処理状	最終処分量	直接最終処分量	0	200	0	0
況		焼却残渣量	1,070	929	826	254
1/4		焼却施設以外の中間	389	294	715	155
		処理施設残渣量				
		合計	1, 459	1, 423	1, 541	409
	処理量(焼却残渣除く)		16, 592	24, 312	12, 998	3, 483
		紙類	2, 724	4, 980	2, 330	207
		金属類	491	790	172	66
		ガラス類	392	545	360	20
		ペットボトル	172	343	162	31
		プラスチック類	749	1, 523	454	0
資源ごみ収	再生	布類	254	410	249	1
集状況	利用	肥料	0	585	0	0
ンベッヘレロ	量	溶融スラグ	0	630	0	0
		焼却灰・飛灰	0	345	15	0
		固形化燃料	0	0	0	0
		その他	34	149	507	0
		(紙パック・包装含)				
		合計	4, 816	10, 300	4, 249	325

表 5.1.6-3 ごみ処理状況 (平成 19 年度実績)

資料:「一般廃棄物処理事業の概況(平成19年度)」(平成22年、埼玉県環境部資源循環推進課) 単位:t 「茨城県の一般廃棄物処理事業年報(平成19年度)」(平成22年、茨城県生活環境部廃棄物対策課)

5.1.7. 法令による指定及び規制等の状況

1) 大気汚染

(1) 環境基本法に基づく大気汚染に関わる環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく大気汚染に係わる環境基準(昭和 48 年環境庁告示第 25 号、昭和 53 年環境庁告示 38 号、平成 9 年環境庁告示第 4 号、平成 13 年環境庁告示 30 号)は表 5.1.7-1 に示すとおりである。

また、炭化水素については表 5.1.7-2 に示すとおり、炭化水素に係る指針が定められており、 非メタン炭化水素を対象に指針値が定められている。

表 5.1.7-1 大気汚染に係わる環境基準

物質	環境上の条件	評価方法			
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまで のゾーン内又はそれ以下 であること。	<長期的評価> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。)が、0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。			
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照 らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、			
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、か つ、1 時間値が 0.1ppm 以 下であること。	評価対象としないものとする。 <長期的評価> 年間にわたる1日平均値について、測定値の高い方から2%の 範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測			
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わないこととしてその評価を行うものとする。			
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下で あること 。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価対象としないものとする。			
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	1年平均値が 0.003 mg/m³以下であること。 1年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。 1年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。 1年平均値が 0.15 mg/m³以下であること。	<長期的評価> 環境基準が1年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において1年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。			

資料:「平成21年度版 埼玉県環境白書 資料編2.大気関係」(埼玉県環境部環境政策課) 「環境基準・規制対策の実務」(環境法令研究会)

表 5.1.7-2 大気中の炭化水素濃度の指針

物質	指針値
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

資料:「大気汚染に係る環境基準」(環境省)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に基づく、ばい煙発生施設に係わる硫黄酸化物の規制基準については、図 5.1.7-1 に示すとおりである。計画地は、100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、計画地には適用されない。



注) 平成19年4月1日における行政区画

根拠法令	大	気 汚 染 防 止	法	埼玉県生活環境保全条例
項目	法第3条第2項	法第3条第2項	法第3条第3項 (特別排出基準)	条 例 第 50 条
地域	(地域区分)	(一般排出基準)	S49. 4. 1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3. 5	2. 34	9. 0
	2 6 号地域	9. 0		14.5
	28号地域	14.5	==	17.5
	100号地域	17.5	_	17.5

資料:「埼玉県の大気規制 (固定発生源) ばい煙関係」(平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課)

図5.1.7-1 硫黄酸化物に係わる K 値規制図

埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設の「大気汚染防止法」に基づく、ばい煙の排出 基準は、表 5.1.7-3 及び表 5.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 5.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模(最大排ガ	標準酸素濃	一般排出基準	備考	
		ス量) (万 m³N/h)	度 (0n%)	(g/m^3N)	一般排出基準(g/m³N)	On の扱い
	ガス専焼ボイラー	4以上	5	0.05	-	_
	カハ寺がいてノ	4 未満	б	0. 10	_	_
ボイラ	重油専焼及びガス液体混焼ボイラー	20 以上		0.05	既設注1は当分の間 0.07	_
		4~20	4	0. 15	既設注1は当分の間 0.18	_
]		1~4		0. 25	_	_
		1 未満		0.30	-	当分の間 0s ^{注2}
ガスタービン		-	16	0.05	昭和63年1月31日までに 設置された施設及び非常用 施設は当分の間適用を猶予	-

注1) 既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。

資料:「埼玉県の大気規制 (固定発生源) ばい煙関係」(平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課)

表 5.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準(抜粋)

10				()
ばい煙	ばい煙発生施設の種類		標準酸素濃度 (On%)	排出基準(ppm)
		50 以上		60
		10~50		100
	ガス専焼ボイラー	4~10	5	100
		1~4		130
		1 未満		150
	排煙脱硫装置付液体燃 焼ボイラー ^{注1} (液・ガス混焼も含む)	50 以上		130
ボイラー		4~50	4	150
		1~4		150
		1 未満		180
	液体燃焼ボイラー ^{注2} (液・ガス混焼も含む)	50 以上		130
		4~50	4	150
		1~4	4	150
		1 未満		180
		4.5以上		70
	ガス専焼	4.0~4.5		70
ガスタービン		4.0 未満	16	70
<i>ハ</i> ハク・ レン		4.5以上	10	70
	液体専焼	4.0~4.5		70
		4.0 未満		70

注 1) 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの (排ガス量が 1 万 $\mathrm{m}^3\mathrm{N/h}$ 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

資料:「埼玉県の大気規制 (固定発生源) ばい煙関係」(平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課)

注2) 標準酸素濃度が 0s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

注 2) 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000 m^3 N/h 未満の過負荷燃焼型のものは適用除外される。

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係わる排出基準は、表 5.1.7-5 に示すとおりである。

表 5.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

	揮発性有機化合物(VOC)排出施設	規模要件	排出基準 ^{注 2}
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する 化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (VOCを蒸発させるためのものに限 る。以下同様。)	送風機の送風能力(送風機が 設置されていない施設にあっ ては、排風機の排風能力。以 下同様。)が1時間あたり 3,000立方メートル以上のも の。	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 1 時間あたり 100,000 立方メートル以上のもの	自動車の製造の用に供 するもの 既設 ^{注1} 700ppmC 新設 400ppmC その他のもの 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及 び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 1 時間あたり 10,000 立方メートル以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの 1,000ppmC その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間あ たり 5,000 立方メートル以上 のもの	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 1 時間あ たり 15,000 立方メートル以 上のもの	1,400ppmC
6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット 輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 1 時間あ たり 7,000 立方メートル以上 のもの	400ppmC
7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 1 時間あ たり 27,000 立方メートル以 上のもの	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供したVOCを蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面 積が 5 ㎡以上のもの	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	1,000k1 以上のもの (ただし、 既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000k1 以上のものについて 排出基準を適用する。)	60,000ppmC

注1) 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である(設置の工事が着手されているものを含む。)。

注2) ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率を示す。

資料:「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」(平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課)

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係わる規制基準は、表 5.1.7-6 に示すとおりである。

表 5.1.7-6 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

	施設の種類	規制基準注1,2
1	貯蔵用屋外タン ク	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用地下タン ク	次の各号のいずれかに該当すること 1. タンク自動車の炭化水素類を運送するためのタンクへの蒸気返還設備を設置し、 適正に稼働させること 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニ ング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む)を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	次の各号のいずれかに該当すること。 1. 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2. 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	次の各号のいずれかに該当すること。 1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設・規制基準:イ、ロ(いずれかを選択することができる) 【規制基準】 イ 使用工場等(使用施設を設置する工場又は事業場)におけるAの値が 30%以下であること。 A={原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg)÷原材料の年間使用量(単位 kg)}×100 ロ 使用工場等におけるBの値が 50%以下であること。 B={原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg)÷原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg)・原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg)・原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(単位 kg)・原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(単位 kg)・の

注 1)「処理設備」: 気化した揮発性物質を液吸収、吸着、凝縮、直接燃焼、接触(触媒)酸化等により除去する機能を有する設備であり、20℃において80%(石油系溶剤を使用するドライクリーニング用乾燥機の場合にあっては、65%)以上の除去効率があるものとする。

除去効率= (除去する気化した揮発性物質の量÷処理設備に導入する気化した揮発性物質の量)×100

注 2)「原材料」: ① 使用施設で使用する炭化水素類、② 使用施設で使用する炭化水素類含有物、③ 使用工場等で使用する低揮発性原材料(低揮発性原材料とは、塗装、印刷又は接着の用に供する施設で使用される塗料、印刷インキ又は接着剤であって、揮発性物質の含有率が使用時に 30 質量%以下のもの(揮発性物質を含有しないものも含む。))

資料:「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」

(平成22年4月、埼玉県環境部大気環境課)

b) 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」(平成 4 年 6 月、法律第 70 号)に基づき、対象地域における窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っている。なお、対象地域については図 5.1.7-2 に示すとおりであり、関係市町では幸手市、久喜市、杉戸町は対象地域に含まれており、五霞町(茨城県)は含まれていない。



図 5.1.7-2 埼玉県における自動車 NOx・PM 法対策地域

2) 水質

(1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号)は、河川については表 5.1.7-7~表 5.1.7-9 に示すとおり、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

また、平成 12 年 1 月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施工され、表 5.1.7-10 に示すとおりダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準(平成 14 年 7 月改正、環境省告示第 46 号)が定められた。

計画地周辺河川の類型指定状況は、中川中流域でC類型、江戸川でA類型とされている。

表 5.1.7-7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値注1
カドミウム	0.01mg/1 以下
全シアン	検出されないこと ^{注2} 。
鉛	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと ^{注2} 。
РСВ	検出されないこと ^{注2} 。
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
チウラム	0.006mg/1以下
シマジン	0.003mg/1以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

資料:「水質汚濁に係る環境基準について 別表1」(環境省)

注 2)「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法 の定量限界を下回ることをいう。

表 5.1.7-8 生活環境の保全に関する環境基準 (河川その 1)

項目				基準値		
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
А	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m1 以下
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	ı
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	_
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	-

備考1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

備考 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする (湖沼もこれ に準ずる。)。

- 注1) 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 注2) 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

資料:「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2」(環境省)

表 5.1.7-9 生活環境の保全に関する環境基準 (河川その 2)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/1 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要 な水域	0.03mg/1 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水 域	0.03mg/1 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物 Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03mg/1 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

資料:「水質汚濁に係る環境基準について 別表2」(環境省)

表 5.1.7-10 人の健康の保護に関する環境基準

項目名	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年平均値 1pg-TEQ/1 以下
クイスカンク 類	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

資料:「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」(環境省)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 水質汚濁防止法に基づく排水基準、及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月、法律第 138 号) に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乗せ条例)」(昭和 46 年 10 月、埼玉県条例第 61 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じた上乗せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流するため、上記の排水基準の適用を受けず、表 5.1.7-11 に示すとおり、「下水道法」(昭和 33 年 4 月、法律第 79 号)に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の適用を受ける。

表 5.1.7-11 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.1mg/1以下	ヘ゛ンセ゛ン	0.1mg/1以下
シアン化合物	1mg/1 以下	セル及びその化合物	0.1mg/1以下
有機燐化合物	1mg/1 以下	- ほう素及びその化合物	10mg/1 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/1以下	- はり糸及いその化合物	230mg/1 以下
六価クロム化合物	0.5mg/1以下	- ふっ素及びその化合物	8mg/1以下
砒素及びその化合物	0.1mg/1以下	- かり糸及いての10日初	15mg/1 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/1以下	フェノール類	5mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/1 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/1以下	亜鉛及びその化合物	2mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/1以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/1以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/1以下	マンカン及びその化合物(溶解性)	10mg/1以下
シ゛クロロメタン	0.2mg/1以下	クロム及びその化合物	2mg/1 以下
四塩化炭素	0.02mg/1 以下	ダイオキシン類	10pg/1 以下
1, 2-シ゛クロロエタン	0.04mg/1以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/1 未満
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/1以下	水素イオン濃度(pH)	5~9 未満
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/1以下	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/1 未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/1 以下	浮遊物質量(SS)	600mg/1 未満
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/1以下	/ハマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/1以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/1以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/1以下
チウラム	0.06mg/1以下	窒素含有量	240mg/1 以下
シマシ゛ソ	0.03mg/1以下	燐含有量	32mg/1 未満
チオヘ゛ンカルフ゛	0.2mg/1以下		

資料:「国土交通省所管法令一覧 下水道法施行令」(国土交通省)

b) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定された指定湖沼又は指定地域

計画地およびその周辺には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月、法律第61号)に基づく指定湖沼、指定地域はない。

3) 騒音

(1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成10年9月、環境庁告示第64号)は、表5.1.7-12に示すとおり、用途地域に応じて、定められている。

また、「学校保健法」(昭和33年4月、法律第56号)に基づく騒音に係る「学校環境衛生の基準」(文部科学省体育局長裁定)は、表5.1.7-13に示すとおりである。

表 5.1.7-12 騒音に係る環境基準

			時間0	D区分
	地域の類型	!/地域の区分	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から 翌午前 6 時)
	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55	45
一般地域	В	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	С	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面す	A地域のうち 2 車線 ^{注1} 以上の車線を有する道路に 面する地域		60	55
垣路に囲9 る地域	B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65	60
幹線	交通を担う道路 ^注	2に近接する空間(特例)	70	65

単位:デシベル

- 備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる ときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル 以下) によることができる。
- 注1) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をい
- 注 2)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の 区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・2 車線以下の車線を有する道路 15m
 - ・2 車線を超える車線を有する道路 20m

資料:「騒音に係る環境基準について」(環境省)

「騒音に係る環境基準」(埼玉県環境部水環境課)

表 5.1.7-13 騒音に係る「学校環境衛生の基準」

窓を閉じているとき	50 デシベル以下
窓を開けているとき	55 デシベル以下

資料)「学校環境衛生の基準」(文部科学省)

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第96号)に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表5.1.7-14に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第1号区域と第2号区域に区分されている。

表 5.1.7-14 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の	基準種別区分	敷地境界 における 基準値	作業禁止 時間	最大作業 時間	最大作業 日数	作業 禁止日
第1号 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準住居地域 進工業地域 西業地域 西業地域 西業地域 西半 正 正 正 正 正 正 所 、 病 院 、 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、 行 、	85 デシベ <i>ル</i>	午後 7 時 から 午前 7 時	10 時間 <i>/</i> 日	連続6日	日曜日・休日
第2号 区域	工業地域 工業専用地域 (一部地域・騒音のみ指定)		午後10時 から 午前6時	14 時間		

備考1)規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。 備考2)騒音規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースホーガと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント (混練容量 0.45 ㎡以上) 又はアスファルトプラント (混練重量 200kg 以上) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ (定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業
- 7 トラクターショベル(定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業

資料:「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」(埼玉県環境部水環境課)

b) 騒音規制法に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は、表 5.1.7-15に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第1種区域から第4種区域まで区分されている。

表 5.1.7-15 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

単位:デシベル

			時間の区分	
区域区分		朝・夕 (午前6時から 午前8時、午後7 時から午後10時)	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時)	夜間 (午後 10 時から 翌午前 6 時)
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	50	45
第2種 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	50	55	45
第3種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	65	50
第 4 種 区域	工業地域 工業専用地域(一部)	65	70	60

備考)第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域の定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

資料:「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課)

c) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 5.1.7-16 に示すとおりである。 規制区域は、用途地域及び道路車線数に応じて、区域区分されている。

表 5.1.7-16 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位:デシベル

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		(午前6時から	(午後 10 時から
		午後 10 時まで)	翌午前6時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路	65	55
1	に面する区域	(75)	(70)
2	a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面す	70	65
4	る区域	(75)	(70)
	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路	75	70
3	に面する地域及びc区域のうち車線を揺する	75 (75)	(70)
	道路に面する区域	(10)	(10)

注1)()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

注 2) 区域

- a 区域:(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中 高層住居専用地域
 - (2) 安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る。)、狭山近郊緑地保全区域、平林寺近郊緑地保全区域
- b 区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域(a 区域の(2)を除く)
- c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料:「平成 21 年度版埼玉県環境白書 資料編 5. 騒音・振動・悪臭関係」(埼玉県環境部環境政策課)

4) 振動

- (1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準
 - a) 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表5.1.7-17に示すとおりである。

規制区域は、用途地域に応じて、第1号区域と第2号区域に区分されている。

基準種別 敷地境界 作業禁止 最大作業 最大作業 作業 における 時間 時間 日数 禁止日 区域の区分 基準値 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 午後7時 第1号 近隣商業地域 10 時間 から 区域 商業地域 /日 日曜日・ 75 午前7時 連続6日 準工業地域 テ゛シヘ゛ル 休日 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外 (一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホーム の周囲おおむね80m以内の区域 工業地域 午後10時 第2号 14 時間 工業専用地域 から 区域 (一部地域・騒音のみ指定) 午前6時

表 5.1.7-17 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

備考1)規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。 備考2)騒音規制法対象となる特定建設作業は以下の通りである。

- 1 くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー (手持式を除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

資料:「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」(埼玉県環境部水環境課)

b) 振動規制法に基づく特定工場・指定振動施設等の規制基準

「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は、表 5.1.7-18に示すとおりである。

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 5.1.7-19 に示すとおりである。 規制区域は、用途地域に応じて、第1種区域と第2種区域に区分されている。

表 5.1.7-18 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

単位:デシベル

区域区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		(午前8時から	(午後7時から
		午後 7 時)	翌午前8時)
	第1種低層住居専用地域		
第1種 区域	第2種低層住居専用地域		55
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域	60	
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定のない区域		
	都市計画区域外(一部地域)		
	近隣商業地域		
第2種 区域	商業地域	65	60
	準工業地域		
	工業地域		

備考1)表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

資料:「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課)

備考 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

備考3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの 区域内は、当該値から5デシベル減じた値とする。

表 5.1.7-19 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位:デシベル

		時間0	D区分
	区域区分	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時)	夜間 (午後 7 時から 翌午前 8 時)
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 准住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	65	60
第 2 種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

- 備考1)振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 備考 2) 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 備考3) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は 夜間の第2種区域の値とすることができる。

資料:「平成20年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果 参考資料」(埼玉県環境部水環境課)

5) 土壌汚染

(1) 環境基本に基づく土壌汚染に係わる環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係わる環境基準(平成3年環境庁告示第46号、平成20年 環境省告示第46号最終改正)は、表5.1.7-20に示すとおりである。

また、平成 12 年 1 月には、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施工され、表 5.1.7-21 に示すとおりダイオキシン類による土壌の汚染に係わる環境基準(平成 11 年環境庁告示第 68 号、平成 21 年環境省告示第 11 号最終改正)が定められた。

表 5.1.7-20 土壌汚染に係わる環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 1 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 1 につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 1 につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
РСВ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 11 につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 11 につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 11につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 1 につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 1 につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 1 につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 11 につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 11 につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 1 につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 1 につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 11 につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 11 につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 11につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 1 につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 1 につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 11 につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 1 につき 1mg 以下であること。

- 注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち 検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中の これらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 1 につき 0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.08mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 1 につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 注 3)「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料:「土壌の汚染に係る環境基準について 別表」(環境省)

表 5.1.7-21 ダイオキシン類による土壌汚染に係わる環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

- 注 1) 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
- 注 2) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土 壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合。

資料:「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」(環境省)